

市第 164 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 3 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年 3 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第 3 項中「並びに」を「、」に改め、「その」を削り、「規則」を「別に条例」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を別に条例で定めることとするため、横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の給与に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（特殊勤務手当）

第12条 （第1項及び第2項省略）

- 3 第1項の手当の種類~~並びに~~支給を受ける者の範囲、額及び~~その~~支給方法について必要な事項は、別に条例で定める。
規則

地方自治法（抜粋）

第204条 （第1項及び第2項省略）

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。